

新型コロナウイルス感染症とこれから

これからは、新型コロナウイルス感染症と共存しながら、日常生活を送ることになります。

市民の皆さんには、「新しい生活様式」を実践していただくとともに、事業者の皆さんには、「業種別ガイドライン」に基づいた感染予防のための取り組みと、感染症のまん延防止を心掛けながら、事業活動を行っていただくよう、お願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への支援策について、詳しくは、2～5ページをご覧ください(7月15日現在)。

もう習慣付いていますか？

感染防止の3つのポイント

ID 1023684

基本的な感染防止対策を取り入れた生活様式を実践し、感染が拡大しないようにしましょう。

1 小まめな手洗い

外出先からの帰宅時、調理前、食事前、トイレの後などは、せっけんを使って丁寧な手洗いを！



2 マスク着用・咳エチケット

口や鼻を覆い、飛沫が飛ばないように注意！

また、発熱や風邪症状がある時は、外出を控えてください。



3 3密を避ける

3つの条件がそろう場所は集団感染のリスクが高いため、これらの条件がそろう場所は特に避けてください。



コロナと共存する現在の、新しい生活様式

買い物



- ▼計画を立てて素早く済ませます。
- ▼1人または少人数で空いた時間に。
- ▼レジに並ぶ時はスペースを。
- ▼電子決済を利用。
- ▼購入しない品物は、なるべく触らない。

食事



- ▼出前や持ち帰りを利用。
 - ▼料理は大皿を避け、個々に。
 - ▼お酌やグラスの共用はしない。
- 飲食店の利用は、「食ベトクチケット」がおすすめです。詳しくは、2ページと54ページをご覧ください。

公共交通機関の利用



- ▼混んでいる時間帯は避ける。
 - ▼マスクの着用や咳エチケットを徹底し、会話は控えめに。
 - ▼徒歩や自転車利用も併用。
- 本市の公共交通の感染症対策について、詳しくは、3ページをご覧ください。

手続きはお済みですか？

ID 1023352

特別定額給付金の申請期限は8月31日までです

- ▼ 給付額 対象者1人に付き10万円。
- ▼ 対象 基準日(4月27日)において、市の住民基本台帳に記録されている人。
- ▼ 申請期限 8月31日(消印有効)。
- ▼ その他 郵送またはオンラインで申請してください。給付方法や申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。特別定額給付金コールセンター ☎(688)8340へ。

世帯や個人の皆さんへの生活を支援します

ID 1023516

	支援	内容	問い合わせ先
暮らし 生活に困っている	生活福祉資金貸付制度 	緊急小口資金 原則10万円。条件により最大20万円。	市社会福祉協議会 ☎(636)1215
		総合支援資金 単身世帯15万円。2人以上の世帯20万円。原則3カ月以内。	
住まい 休業による収入減で 住居を失う恐れがある	住居確保給付金  ID 1004799	原則3カ月間、最長9カ月間。 家賃相当額を支援。	自立相談支援機関 住居確保給付金専用 携帯ダイヤル ☎090(8028)7570 ☎090(8028)7571 ☎(612)6668
	市営住宅の提供  ID 1023608	戸数=20戸。ただし、申請状況によっては提供戸数を追加。 入居期間=原則6カ月以内。以降、6カ月の延長も可。 家賃=世帯収入により算出した額。条件により、最大100%の減免措置あり。	住宅課 ☎(632)2555
教育 経済的理由により 学業継続が困難	奨学金  ID 1023589	高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・中等教育学校(後期課程)。 自宅通学=1万7,000円、 自宅外通学=1万8,000円。 大学・大学院・短期大学・専修学校(専門課程)。 自宅通学=3万5,000円、 自宅外通学=4万5,000円。	教育企画課 ☎(632)2705
食べる 飲食店を利用したい	宮の食ベトクナチケット (プレミアム付飲食券)  ID 1023805	1冊5,000円で6,500円分の飲食券をオンラインや市内郵便局などで販売。 1人1回に付き2冊まで、複数回購入可。 早期利用で、さらに1,000円分の「もっと食ベトクナチケット」と交換できます。どちらも、無くなり次第終了。詳しくは、54ページへ。	プレミアム付飲食券 コールセンター ☎(341)6732

国のマイナポイントに市のポイントを上乘せ付与します

ID 1022155

国が実施するマイナポイント事業にあわせて、市が提携するキャッシュレス決済サービスを選択してマイポイントを申し込んだ人に、市からポイントを一律1,000円分、上乘せ付与します。詳しくは、17ページをご覧ください。

☎経営管理課 ☎(632)2039

新たに始まる 子育て世帯向けの制度 /

17・18歳に1万円を給付 うつのみや17(いいな)・18(いいわ)応援給付金 ID 1024788

- ▼対象 7月1日現在、市内に住民登録があり、平成14年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた児童。
- ▼給付額 児童1人当たり1万円。
- ▼申請期間 8月中旬～11月中旬。
- ▼申請方法 対象児童がいる家庭に送付する申請書

に必要な事項を書き、返信用封筒で返送。

- ▼その他 所得制限がある他、市外在住の児童がいる家庭には、申請書が届きません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ひとり親世帯に5万円を給付 ひとり親世帯臨時特別給付金 ID 1024769

- ▼対象 下の表の①～③のいずれかに該当する人。
①に該当する人に、7月中にご案内を送付しました。
②③について、詳しくは、市ホームページをご覧ください

なるか、ひとり親世帯臨時特別給付金事務局(子ども家庭課内) ☎(632) 2386へお問い合わせください。

	対象	申請	支給額	支給時期
基本給付	児童扶養手当受給世帯など			
	① 6月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要	1世帯5万円。 第2子以降は、1人に付き3万円を加算	8月中旬
	② 公的年金などの受給により児童扶養手当の支給が全額停止されている人(※)	必要		申請の約1カ月後
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった人(※)				
追加給付	収入が減少した児童扶養手当受給世帯など			
①②の対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人。8月の児童扶養手当の更新手続き(現況届)に併せて申請してください。詳しくは、26ページをご覧ください	必要	1世帯5万円	申請の約1カ月後	

※今後1年間の収入見込み額が、児童扶養手当支給水準を下回る人。

☎ひとり親世帯臨時特別給付金事務局(子ども家庭課内) ☎(632) 2386

宇都宮タワーライトアップ

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、配偶者からの暴力(DV)や児童虐待などの増加・深刻化が懸念されています。DVや児童虐待根絶への意識向上を図るため、「宇都宮タワー」をパープルとオレンジにライトアップします。

▼日時 8月1～16日、午後7時～9時。

☎男女共同参画推進センター「アコール」☎(636) 4075、子ども家庭支援室☎(632) 2390

「女性に対する暴力根絶」のシンボルはパープルリボン。「児童虐待防止」のシンボルはオレンジリボン。この2つをイメージしているんだよ。



公共交通や学校の感染症対策

公共交通利用の不安解消

安全・安心に公共交通を利用できるよう、感染症対策や混雑緩和対策を実施する交通事業者を支援します。

■感染症対策

路線バスやタクシーの事業者に対し、車内の消毒や飛沫感染防止のための消耗品や備品の購入にかかる費用を補助します。

■混雑緩和対策

路線バスの事業者に対し、車両当たりの乗車人数の抑制やバス停留所の混雑緩和に向けたバスの増便にかかる費用を補助します。

☎交通政策課☎(632) 2134



学校生活の不安解消

感染症対策の物品を一括して手配し、各学校へ配備します。

■物品の例

- ▼非接触式体温計、手指用消毒液。
- ▼ハンドソープ、対物用消毒液など。

☎学校健康課☎(632) 2756



中小・小規模事業者などの皆さんを支援します

	支援制度	対象・内容	問い合わせ先
全業種	新型コロナウイルス感染症対策特別資金  ID 1023114 売上などが減少した	▼対象 最近1カ月間の売上高などが、前々年または前年の同月1カ月間の3%相当以上減少している中小企業。 ▼内容 1企業1年度当たり最大3,000万円。	商工振興課 ☎(632)2438
	企業等応援助成金  ID 1023357	▼法人 売上高の減少率が30%以上50%未満=最大50万円、20%以上30%未満=最大25万円。 ▼個人事業主 売上高の減少率が30%以上50%未満=最大25万円、20%以上30%未満=最大12万5,000円。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎(632)5209
	新業態開拓等支援補助金  ID 1023358 売上が減少し新しい事業形態に取り組んだ	▼対象 売上高が前年同月比20%以上減少し、新たな売上維持などの取り組みを始めた市内中小・小規模事業者、個人事業主。 ▼内容 最大50万円(補助率2分の1)。	
不動産	家賃減免支援補助金(貸主向け)  ID 1024773 借主の事業者に対し、家賃を減免した	▼対象 家賃を減免した事業用賃貸物件の所有者。 ▼内容 家賃減額分を貸主1者に付き最大50万円(補助率2分の1)。最大3カ月分。申請は1回。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(産業政策課内) ☎(632)5192
農業	農業応援助成金  ID 1023727 売上が減少した	▼対象 収入が令和元年の平均月収より減少した個人農業者。 ▼内容 減少率が30%以上50%未満=最大25万円、20%以上30%未満=最大12万5,000円。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(農業企画課内) ☎(632)2454
市民団体	市民活動団体応援助成金  ID 1023726 収入が減少した	▼対象 月収が、前年同月比で20%以上減少していることが確認できる団体。 ▼内容 20%以上50%未満=最大5万円、50%以上=最大10万円。	みんなでまちづくり課 ☎(632)2287

最大75万円支給 家賃支援助成金(借主向け)

ID 1024987

- ▼対象 5~7月のいずれか1カ月の売上減少が前年同月比で20%~50%未満の事業者(ただし、いずれかの1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している、または、5月~7月の3カ月間の売上高の合計が前年同月比で30%以上減少している場合は対象外)。
- ▼助成額 月額家賃の4分の1で、6カ月相当分。

最大額は下の表の通り。

	法人	個人事業主
最大助成額	75万円	37万5,000円
最大月額額	12万5,000円	6万2,500円

▼申請期間 8月3日~9月30日。

☎新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎(678)8010

ご確認ください業種別ガイドライン

安心・安全な経営や運営ができるよう、各業種ごとの感染症予防対策のガイドラインが示されています。

詳しくは、内閣官房ホームページURLをご覧ください。

内閣官房ホームページ▶



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

■ 栃木県新型コロナウイルスコールセンター

☎0570(052)092 (毎日、24時間対応)

▼内容 感染症に関する相談、発熱などの症状が出た時の対応など一般的な相談。

■ 宇都宮市新型コロナ生活相談センター

☎028(632)5334 (平日、午前9時～午後5時)

▼内容 感染予防、市の支援など市内生活の相談。

■ 不安な気持ちに便乗した悪質商法にご注意ください
少しでも不安に感じたら、消費生活センター☎028(616)1547へご相談ください。

■ 外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

☎028(678)8282 (毎日24時間、19言語で相談できます)

▼内容 栃木県に住む外国人のための相談。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

☎028(632)5209 (平日、午前9時～午後5時)

▼内容 市内事業者への支援制度の相談。

■ 帰国者・接触者相談センター(保健所保健予防課)

☎028(626)1114 (月～土曜日、午前8時30分～午後5時15分)

▼内容 感染症が疑われる人の相談。

■ 聴覚に障がいがある人はファクス相談できます

FAX 028(626)1133 (平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼相談方法 ファクス(氏名・連絡先・相談内容を明記)で、保健予防課FAX 028(626)1133へ。

■ その他 市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報などをお知らせしています。

ID 1022474



コロナに関する不当な差別や偏見など

一人で抱え込まないでまずはご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ、児童虐待、DVなどの被害に悩んでいる時は、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

■ 人権に関する相談窓口(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼みんなの人権110番☎0570(003)110

▼女性の人権ホットライン☎0570(070)810

▼子どもの人権110番☎0120(007)110

▼外国語人権相談ダイヤル☎0570(090)911

▼インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

■ 子どもの虐待に関する相談窓口

(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼子ども家庭支援室☎028(632)2390

▼県中央児童相談所☎028(665)7830

▼児童相談所全国共通ダイヤル☎189(毎日24時間)

■ DVに関する相談窓口

(火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで)

▼配偶者暴力相談支援センター☎028(635)7751

▼女性相談所☎028(636)5731



悩んでいるのはあなただけじゃない

ID 1024802

今日から取り組んでみよう 心を元気にする4つのポイント

1 体の健康に気を配りましょう

バランスの取れた食事、定期的な運動、十分な睡眠を心掛けましょう。運動や入浴、読書などの楽しめる時間を持ち、気分転換しながら、できる範囲でいつも通りの生活を意識しましょう。

2 正しい情報を入手しましょう

公的機関が出している情報や信頼できる情報源から情報を得て、うわさやデマに惑わされないようにしましょう。情報に触れる時間を短くするのも、予防方法の1つです。

3 お酒に頼りすぎないようにしましょう

お酒は睡眠の質を下げたり、気分が落ち込んだりする原因にもなります。不眠やつらい気持ちを紛らわせるために、お酒に頼りすぎないようにしましょう。



4 信頼できる人と話をしましょう

心配事や不安を一人で抱え込まず、信頼できる人に話してみよう。相談機関を利用するのも1つの方法です。

